

契約結果表

契約年月日	平成24年5月31日		
契約業者名	(株)ブリッジ・エンジニアリング		
契約業者の住所	広島県尾道市東御所町1番20号		
工事の名称	平成24年度 西瀬戸自動車道道路修繕工事		
工事場所	自)広島県尾道市高須町字有江西側(西瀬戸尾道IC) 至)愛媛県今治市山路(今治IC)		
工事種別	保全土木工事		
工事概要	工 種	数 量	備 考
	緊急作業	1式	
	修繕工事	1式	
	交通事故復旧	1式	
	交通規制	1式	
工期(自)	平成24年6月1日		
工期(至)	平成25年5月31日		
契約金額	単価契約		
摘 要	<p>【上記業者を契約の相手方とした理由】</p> <p>本工事は、西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道ICから今治IC間において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通事故復旧、修繕工事、緊急作業及び交通規制の各作業を年間を通じて総合的に実施するもので、空白期間無く実施する必要がある。</p> <p>本工事はの施工にあたっては、通行車輛等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な業務執行体制・迅速かつ適切な緊急出動態勢等が要求される。</p> <p>本工事は、条件付き一般競争入札(施工計画審査型)により入札広告を行ったところ、競争参加資格確認書の提出業者が無かった。また、上記業者の他に随意契約による契約を締結する者もない。</p> <p>上記業者は、当社の子会社であるとともに、平成23年度西瀬戸自動車道道路修繕工事を実施しており、本工事に精通している。</p> <p>以上のことから、契約規程第4条第2項および契約事務細則第37条第10号の規程に基づき上記業者と随意契約とするものであるが、上記業者は当社の子会社であることから、グループ会社契約規定第4条に基づく基本協定第2条第5号(平成20年8月20日付保計企第26号3項)を適用し上記業者を契約の相手方とする。</p>		